

教 生 学 第 8 7 7 号  
令和4年(2022年)11月16日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

スクールバスの運行に当たっての安全管理の徹底について(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、スクールバスの運行を外部業者に委託している場合であっても、「園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認しているか」及び「(外部業者の)運転手は、バスを離れる前に、車内に子どもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認しているか」の観点で、置き去り事案が発生しないような安全管理体制が構築されているか確認し、安全管理体制に不足があるような場合には、外部業者に対して改善を促すなどにより、置き去り事案が発生しないような体制の構築をお願いいたします。

特に、マニュアルに収録されている「1. 毎日使えるチェックシート」は、バス送迎をどなたが担当しても確実に見落としを防ぐことが重要との観点で作成されていますので、バスの運行の外部業者にも周知し、活用を働きかけていただくようお願いいたします。

(学校安全係)



事務連絡  
令和4年11月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

### スクールバスの運行に当たっての安全管理の徹底について

平素より学校における安全管理の徹底について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

スクールバスの運行に当たっての安全管理については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル みんなの点呼で幼い生命を守る。」を参考にいただき、遺漏のないよう適切な取組をお願いしているところです。

他方、静岡県牧之原市の送迎用バス車内への置き去り事案から間もない中で、特別支援学校や小学校のスクールバスに、児童等が置き去りにされる事案が発生したことについて、文部科学省としても重く受け止めているところです。

いずれの事案も大事には至らなかったものの、バス運転手や同乗者による降車時の車内確認が十分に行われていなかったことが原因として考えられます。

スクールバスの運行を外部業者に委託している場合が多くあり、最近発生した置き去り事案についても、外部業者に委託していたバスにおいて発生しています。バスの運行を委託している場合であっても、

- (1) 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認しているか
- (2) (外部業者の) 運転手は、バスを離れる前に、車内にこどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認しているか

の観点で、外部業者においてもバス送迎時における安全管理体制について、置き去り事案が発生しないような体制が構築されているか確認いただき、安全管理体制に不足があるような場合には、令和4年10月13日付け事務連絡（バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策に準じたスクールバス利用に関する取組について（周知））の別添2「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル みんなの点呼で幼い生命を守る。」を共有いただくなど、外部業者に対して改善を促すなどにより、置き去り事案が発生しないような体制の構築をお願いいたします。

特に、マニュアルに収録されている「1. 毎日使えるチェックシート」は、バス送迎をどなた

が担当しても確実に見落としを防ぐことが重要との観点で作成されておりますので、バスの運行の外部業者にも周知、活用を促進していただくようお願いいたします。

また、特別支援学校や小学校のスクールバスで発生した事案では、学校において、児童等の所在確認が徹底されており、担任等の適切な対応により大事には至らなかったことから、引き続き、点呼や出欠確認による児童等の所在確認を徹底するようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、各国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・事務連絡（令和 4 年 10 月 13 日付）

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策に準じたスクールバス利用に関する取組について（周知）

- ・事務連絡（令和 4 年 11 月 14 日付）※幼稚園、特別支援学校等を対象

こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel：03-5253-4111（内線 2695）